

補助金制度をご利用ください

人づくり・まちづくり事業補助金

市では、ふるさと創生基金を活用し、研修会、スポーツ大会、文化行事等への参加・出場に要する費用の一部を補助しています。

- 補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額です。ただし、スポーツ・文化活動事業では、義務教育終了前の人は、補助対象経費の4分の3以内の額となります。なお他の団体等から補助を受ける場合は、その補助額を除いた額が対象経費です。
- 国内の交通費及び宿泊費は、実費又は市条例の規定により算出した額のいずれか少ない額が上限です。
- スポーツ・文化活動事業は、市教育委員会の補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受ける場合を除きます。
- 申請書は、必ず事前に提出してください。
- この事業により補助を受けた人は、本市の魅力あるふるさと事業に積極的に参画していただきますようお願いいたします。

事業名	補助対象経費	限度額等(円/人)
国内・国際交流活動事業	各種団体において推薦、指名等を受け、公共団体等が主催（武雄市主催を除く。）、共催又は後援する研修会等の参加に要する交通費及び宿泊費。	国内：50,000 国外：100,000 (年1回限り)
スポーツ・文化活動事業	公共団体等が主催、共催又は後援する九州大会以上の運動競技会又は文化的コンクール等に県の予選会（推薦を含む。）等を経て出場する際に要する交通費及び宿泊費。	50,000
伝統芸能伝承活動事業	市の代表又は各種団体からの推薦、指名を受け、市外の行事、大会等の出場に要する交通費及び宿泊費。	50,000 (年1回限り)

問 政策部 市民協働課

(23)9122

山内支所 総務課

(45)2511

北方支所 総務課

(36)2511

定住特区指定地域への転入者へ補助金を交付します

定住特区の区域が拡大しました

市は、今年度から定住特区指定地域を拡大し、これまでの若木町、武内町、西川登町の3町に、新たに橋町、東川登町、山内町、北方町の4町が加わり、7町が定住特区指定地域となりました。

この補助制度は、定住人口の増加により地域の活性化を図るため、定住特区に住宅を新築し、または空き家を購入するか賃借して市外から転入される方に、武雄市定住特区補助金を交付するものです。

対象者は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までに転入された世帯の責任者です。

詳しくは、市民協働課までお問い合わせください。



	新築	空家購入	空家賃借 (10年以上)
定住奨励金	10万円/人		5万円/人
定住奨励金加算金	5万円/人※対象：中学生以下の子		
新築補助金 <small>※延床面積66㎡以上</small>	35万円/人	-	
空家活用奨励金 (購入)	-	5万円/人	-
空家活用奨励金 (増改築)	-	経費の1/2(限度額5万円)	
起業加算金	10万円※定住特区内で事業を開始した場合		
支給限度額	100万円	50万円	

問 政策部 市民協働課

(23)9122



担当:原